

【 公衆浴場法施行条例の一部改正（素案について）】

令和 4 年 6 月 13 日（月） 保健福祉委員会

一 公衆浴場法施行条例の一部改正（素案）について

ただいま、説明があった公衆浴場施行条例の一部を改正する条例素案について、今後の対応等伺います。

（一） 条例改正の経緯について

今回の条例改正素案では、公衆浴場における年齢制限を 10 才から 7 歳に引き下げるものとされています。

厚生労働省の衛生等管理要領が改正され、混浴制限年齢の目安が見直されたことを踏まえたとのことですが、今回、道が条例改正を検討するに至った経緯について伺います。

（答弁：食品衛生課長 佐藤吾郎）

- ・公衆浴場の混浴制限年齢は、社会情勢や事業者のご意見などを踏まえ、道条例において 10 才以上の規定。
- ・国は、令和 2 年 12 月、関係者の意識調査やパブリックコメントの結果等を踏まえ、『公衆浴場における衛生等管理要領』を改正し、混浴制限年齢の目安を 10 才から 7 歳に引き下げた。

- ・道は、道内全ての普通浴場にアンケートを行い、引き下げに賛成する意見が約80%以上になったこと。
- ・北海道公衆浴場問題協議会において、混浴制限年齢は、全国的な水準に引き下げるべきとのご意見があったことも踏まえ、条例の一部を改正することとした。

(二) 具体的事例と課題について

公衆浴場においては、どのような時に混浴が行われているのか、具体的な事例など実態について伺います。

また、混浴制限年齢の引き下げに当たっては、どのような課題があると認識し、道ではどのように対応していく考えなのか伺います。

(答弁：健康安全局長 古郡 修)

- ・国の調査では、混浴の事例として
- ・子どもに障害がある
- ・ひとり入浴では、ケガをするなどの心配がある
- ・シングルファザーまたは、シングルマザーで異性の子どもがいる場合などが確認されており、特に子どもに障害があり、介助を必要とするケースは柔軟な対応が必要とされて

いる。

- ・道としても、年齢引き下げにあたり、一人で入浴することが難しい子どもへの対応が課題と認識している、こうした事例を含め、公衆浴場の風紀上支障がない場合は、年齢制限によらず柔軟に対応し、介助が必要な子どもの入浴機会の確保に十分配慮。

(三) 今後の対応について

公衆浴場における混浴制限年齢の引き下げに当たっては、シングルマザーやシングルファザーといったひとり親家庭が増加している社会的な状況や、介助が必要な子どもの入浴機会を確保することを考慮しますと、公衆浴場の営業者や利用者に改正の内容を適切に周知することが重要と考えます。

今後、道ではどのように周知を図っていくのか伺います。

(答弁：保健福祉部長 京谷栄一)

- ・公衆浴場などにおける風紀の確保は、道民が健康で豊かな生活を営む上の基本であり、混浴制限年齢引き下げの検討にあたり、利用している地域住民の皆様への影響を考慮し、適切な情報提供が重要と認識。

・道としては、条例改正にあたり、十分な周知期間を確保するため、施行を来年4月1日とし、敬老の日やエコの日に実施している公衆浴場の利用促進事業におけるPRや道のホームページ、ツイッターを活用するほか、関係団体に営業者や利用者への周知を依頼するなど、道民の皆様へ幅広く周知を進める。